

共同募金の配分決定を受けた公益団体の皆さまへ



共同募金・配分事業の広報 および募金活動事例

共同募金は、県民皆さまの善意により支えられています。

近年、県内の福祉施設や団体の皆さまからは、多くの受配申請が寄せられ、すべての要望にお応えすることが困難な状況です。

共同募金の具体的な使いみちを、配分を受けられた皆さまから周知していくことによって県民への理解が一層深まり、県内の民間福祉活動の貴重な財源確保にもつながります。

共同募金配分金により事業を実施される各団体の皆さまには、本紙をご参照のうえ、地域をはじめ各方面に共同募金の用途を積極的にご周知ください。

また、毎年、各施設・団体から寄せられる多くの資金要望にお応えできるよう、共同募金会市区町村支会が実施する募金・広報事業にも、ご参加くださいますようお願いいたします。

社会福祉法人神奈川県共同募金会

〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2

TEL 045 (312) 6339 / FAX 045 (313) 2529

URL [http s://www.akaihane-kanagawa.or.jp/](http://www.akaihane-kanagawa.or.jp/)

E-mail info@akaihane-kanagawa.or.jp

I 配分事業の広報

共同募金の配分決定を受けて事業を実施する場合は、次の例示を参考に、使途明示等をお願いします。

1 事業実施に係る使途明示

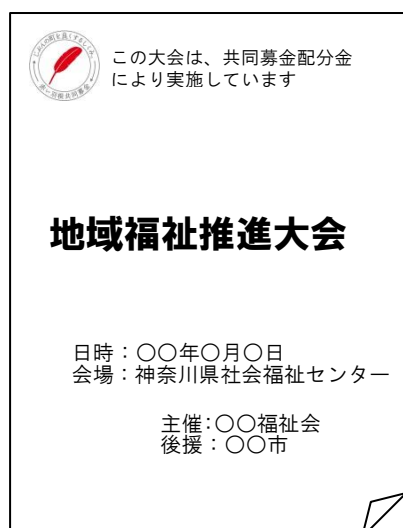
(1) 事業用プログラム・機関紙等の各種印刷物を作成する場合

事業実施に係るプログラム・チラシ類、及び機関紙等の各種印刷物を作成される場合は、共同募金配分金により実施（作成）している旨を必ず明記してください。

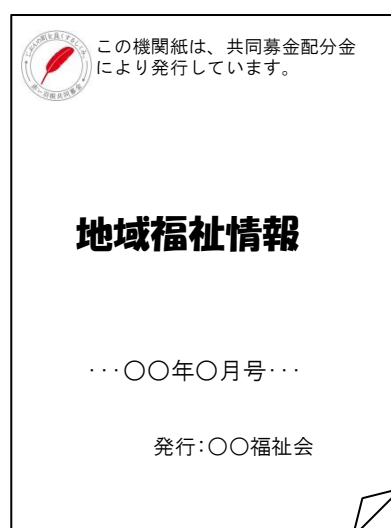
【表示例】



「この大会は、共同募金配分金により実施しています」



「この機関紙は、共同募金配分金により発行しています」



【規格】 印刷物がカラー印刷の場合、



「羽根」を赤で標示してください。

(2) イベント等開催時での広報

イベント等開催日当日は、参加者の方々に当該事業が共同募金配分事業であることをお伝えください。

2 県民(地域住民)に対する受配の広報

共同募金は、多くの県民の皆さまからお寄せいただいた大切な寄付金です。共同募金配分金により事業を実施される各施設の皆さまには、共同募金にご協力いただいた県民の皆さまに、より身近なところから募金の使いみち(成果)を公表してください。

【広報事例】

- ☆ 法人・団体の機関紙、ホームページ等に、共同募金配分金による事業成果を掲載
- ☆ 法人・団体が主催する各種イベント等で、参加者に共同募金配分金による事業成果を公表
- ☆ マスコミに共同募金配分金による事業成果の公表、など

Ⅱ 募金活動事例～参加のお願い～

共同募金は、都道府県ごとの地域福祉を推進するために、自治会・町内会をはじめ、企業、学校など、さまざまな組織のご理解とご協力のもとに、寄付金募集を行っています。

近年、県内の福祉施設や団体の皆さまからは、募金額を大きく上回る配分申請をいただいています。

皆さまからの申請事業により多くのご要望にお応えするため、各法人・団体におかれましては、毎年 10 月 1 日から実施する共同募金運動にぜひ積極的にご参加くださいますようお願いいたします。

【募金活動事例】

- ☆ 共同募金会市区町村支会が実施する街頭募金・職域募金活動へのご参加
- ☆ 法人・団体が主催する各種イベント等での募金活動の実施
- ☆ 法人・関係施設内へ「共同募金仕様・自動販売機(清涼飲料水等)」の設置、など



福祉施設や企業を中心に県内約 260 台が稼働する共同募金仕様・自動販売機

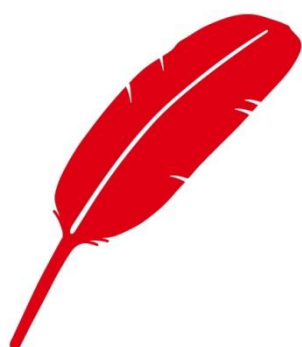
共同募金・受配カット集

施設・団体機関紙等、印刷物に配分事業をご周知いただく際にご活用ください。

なお、本紙掲載画像等は本会ホームページ「配分申請関係」よりダウンロードすることができます。

(URL <https://www.akaihane-kanagawa.or.jp/>)

赤い羽根共同募金



(注) 同カットの著作権は、中央共同募金会にありますので、共同募金関係以外でのご使用はご遠慮ください。